

施設ご利用の皆様へ

体育施設（三潞・城島地域） 指定管理者
九州ビルサービス・シンコースポーツグループ
総合窓口：久留米市みづま総合体育館
TEL 0942-65-1115 FAX 0942-65-1160

体育施設（三潞地域）予約方法について

平素より、体育施設（三潞地域）をご利用いただき誠にありがとうございます。

令和2年4月度より施設の予約方法について、久留米市体育施設条例に基づいた運営の見直しを図り、屋内施設及び屋外施設の予約方法を統一致します。

つきましては、皆様へご迷惑をお掛け致しますが、何卒ご理解ご協力の程よろしくお願い致します。

記

久留米市体育施設条例に基づき、下記の予約方法へ統一をいたします。

（対象団体） 一般 利用団体

（対象施設） 屋 外 施 設 ： 久留米市三潞農村運動広場グラウンド・テニスコート

（変更前） 支 払 方 法 ： 後納（当日払い）
予 約 方 法 ： 仮予約（電話受付）が本申請同様扱い
キャンセル有効日 ： 使用日の前日まで可

（変更後） 支 払 方 法 ： 前納（本申請書記入時）
予 約 方 法 ： 電話・当施設窓口にて本申請書の記入
※電話申込みの場合は、仮予約となります。
仮予約は、受付日から3日以内に本申請書を記入後支払い
キャンセル有効日 ： 仮予約有効期間（3日間）のみ

※1）久留米市体育施設条例 第15条・第18条に基づき、即納の利用料金は還付いたしません。
ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付いたします。

- （1）使用者の責めに帰することのできない理由により使用することができないとき。
- （2）使用前に許可等の中止又は変更を申し出た場合において市長が相当の理由があると認めるとき。

※2）久留米市三潞農村運動広場条例 第8条2項に基づき、利用料金は、前納しなければならない。
ただし、指定管理者が特に理由があると認めるときは、後納することができる。

以上